

# 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」等の一部改正について

令和5年7月  
国土交通省自動車局

## 1. 背景

今般、貸切バス運賃・料金制度の施行状況をフォローアップする目的で設置された「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合において、深刻化する乗務員不足等に対応することを目的として、一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金制度の見直しを行うこととなった。

見直しの内容として、地方運輸局長が公示する運賃について、現行の一定の幅を公示する方法から、運送に必要な費用を賄うことができる運賃額のみを公示する方法に変更するほか、一般貸切旅客自動車運送事業者による運賃の届出方法を変更するため、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（平成11年12月13日付け自旅129号。以下「処理要領通達」という。）を改正する。

また、これに伴い、「旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号。以下「告示」という。）及び「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成30年8月23日付け国自旅第137号。以下「運送引受書通達」という。）の関連規定についても、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- (1) **運賃の公示方法及び事業者による運賃の届出方法の変更（処理要領通達関係）**  
地方運輸局長による運賃の公示方法について、上限額及び下限額の幅を公示する方法から、特定の額のみを公示する方法に変更するほか、一般貸切旅客自動車運送事業者による運賃の上限額の届出を不要とする。
- (2) **運送引受書の記載事項の変更（告示、運送引受書通達関係）**  
(1)により一般貸切旅客自動車運送事業者は運賃の上限額を届け出る必要がなくなることから、運送引受書の記載事項から上限額の記載を除く。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和5年8月末  
施行：公布の日